

3 医療費の給付・助成

重度障害者医療

重度の障害者に対する医療費助成制度です。大牟田市民で医療保険各法の加入者であり、生活保護を受けていない方のうち、次のいずれかの事項に該当する方に医療証を交付します。これにより病院等で要した医療費（健康保険の対象外の費用、入院中の食事代等を除く）の自己負担の一部が助成されます。ただし、本人及び同居の家族の所得制限があります。

※ 高校生年代から申請できます。（中学生までは子ども医療の利用となります）

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。

◆ 対象者

- ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級
- ② 療育手帳 A（判定書が「重度」）
- ③ 身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B 1（判定書が「中度」）
- ④ 特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書が 1 級でかつ傷病名が知的障害又は精神遅滞
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2675

後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満の方で、次のいずれかの事項に該当する場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- ① 身体障害者手帳の 1～3 級
- ② 身体障害者手帳の音声又は言語機能障害 4 級
- ③ 身体障害者手帳の下肢機能障害 4 級の一部
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級又は 2 級
- ⑤ 療育手帳 A
- ⑥ 国民年金法などによる障害年金・障害基礎年金の 1 級又は 2 級
- ⑦ その他、①～③と同程度の障害があると認められる方

65歳以上の方が重度障害者医療の助成を受けるためには、後期高齢者医療制度への加入が必要です。

お問合せ・申請は

保険年金課（後期高齢者医療担当）へ TEL 41-2665 FAX 41-2552

自立支援医療（更生医療）１８歳以上

１８歳以上の身体障害者手帳所持者が、知事の指定した医療機関において、手帳に記載されている障害を軽くしたり機能を回復させたりするために必要な手術や治療を受ける場合に、更生医療の給付を受けることができます。

心臓疾患に関する手術、人工関節置換術、人工透析などがあり、障がい者更生相談所の判定により日常生活能力や職業能力の回復、又は改善が見込まれる医療が対象となります。

原則として１割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※ただし、入院時の食事代は自己負担となります。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL ４１－２６６３ FAX ４１－２６６４

自立支援医療（育成医療）１８歳未満

肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語の障害及び心臓、じん臓、肝臓、その他先天性内臓障害がある１８歳未満の児童で、手術等を指定医療機関で受ける場合、医療費を負担します。

原則として１割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※ただし、入院時の食事代は自己負担となります。

お問合せ・申請は

子ども家庭課へ TEL ４１－２６６１ FAX ４１－２６７５

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により精神科等の医療機関へ通院される場合に、本人の負担額を軽減する制度です。

原則として１割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※対象となるかどうかは、通院中の医療機関等へ確認してください。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL ４１－２６６３ FAX ４１－２６６４

配偶者障害による医療費助成制度（ひとり親家庭等医療）

児童（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者）を養育している父母のどちらかに重度の障害がある方に対する医療費の助成制度です。

配偶者が次のいずれかの障害要件に該当する方が児童を養育している場合、その方とその児童は、ひとり親家庭等医療費の対象となります。ただし本人及び同居の家族の所得制限等があります。

◆ 障害要件

- ①年金の障害等級 １ 級程度
- ②身体障害者手帳 １ 級または ２ 級（ただし、心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害の １、２ 級及び肢体不自由のうち上肢障害の ２ 級の三、四を除く）

お問合せ・申請は

子ども家庭課へ TEL ４１－２６６１ FAX ４１－２６７５

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病（厚生労働大臣が指定した疾患）にかかっている １８歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、２０歳未満）について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費及び自己負担分の一部を助成する制度です。

小児慢性特定疾病の審査会で承認され、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。

お問合せ・申請は

福岡県南筑後保健福祉環境事務所 疾病対策係へ TEL ６９－５４０５

特定医療費（指定難病）助成制度

指定難病（発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した疾患）にかかっている方に対する医療費助成制度です。疾患研究により医療の確立、普及を図るとともに、受診者の医療費負担軽減を図ることを目的としています。指定難病審査会で承認され、特定医療費受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。

お問合せ・申請は

福岡県南筑後保健福祉環境事務所 疾病対策係へ TEL ６９－５４０５